

地方独立行政法人市立秋田総合病院定款

(平成25年3月14日議決)

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 役員（第7条－第10条）

第3章 理事会（第11条－第14条）

第4章 業務の範囲およびその執行（第15条－第17条）

第5章 資本金等（第18条・第19条）

第6章 委任（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域の中核病院として、良質で安全な医療を提供し続けることにより、住民の健康の維持および増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、秋田市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を秋田市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所、秋田市役所、市民サービスセンターおよび連絡所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内
および監事2人以内を置く。

(職務および権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が
欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長および副理事長を補佐
して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長および副理
事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長および副理事長が欠
員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田市
の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）および職員に対して事務お
よび事業の報告を求め、又は法人の業務および財産の状況の調査をする
ことができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田市長（以下「市長」という。）
に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書そ
の他の総務省令で定める書類

(2) 前号に掲げるもののほか、秋田市の規則で定める書類

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又
は市長に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長および監事は、市長が任命する。

2 副理事長および理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長の任期は4年とし、副理事長および理事の任期は2年とす
る。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

第3章 理事会

（設置および構成）

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長および理事をもって構成する。

（招集）

第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第13条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成および決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲およびその執行

(病院の名称および所在地)

第15条 法人は、第1条の目的を達成するため、秋田市川元松丘町4番30号に市立秋田総合病院を設置する。

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査および研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第17条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第18条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により秋田市から法人に対し出資されたものとされる金額および法人の成立の日後に秋田市から法人に対し出資された金額の合計額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産および法人の成立の日後に秋田市から法人に対し出資された財産のうち土地および建物は、別表第1および別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田市に帰属する。

第6章 委任

(規程への委任)

第20条 この定款および業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日議決）

この定款は、地方独立行政法人市立秋田総合病院の成立の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日議決）

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日議決）

（施行期日）

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、変更後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る変更後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。

附 則（令和元年12月18日議決）

この定款は、令和2年1月20日から施行する。

別表第1（第18条関係）

資産の種別	所在地	地目	面積（㎡）
土地	秋田市川元松丘町51番	宅地	10,663.34
	秋田市川元山下町30番1		1,766.91
	秋田市川尻総社町222番1		174.37
	秋田市川尻総社町222番5		105.97
	秋田市川尻総社町222番8		161.12

別表第2（第18条関係）

資産の 種別	名 称	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	病院	秋田市川元松丘 町51番地、61番 地	鉄骨鉄筋コンク リート・鉄筋コ ンクリート造陸 屋根地下1階付 8階建	28,734.13
	園舎	秋田市川元山下 町30番地1	木造合金メッキ 鋼板ぶき2階建	298.10
	倉庫	秋田市川元山下 町30番地1	鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板葺2階建	221.50
	倉庫	秋田市川尻総社 町222番地8	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	39.74